

第 5 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

- 日 時 令和6年5月15日(水) 午前10時00分
- 場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室
- 出席部会委員 2川邊 千秋・3下井 弘 ・4田村 明・5若林 卓哉
10田中 茂人・11清水 喜代己・12平松 崇己
13横山 光次・19太田 義政・23水谷 隆
以上10名
- 欠席委員 1小澤 哲男・8喜多 義幸・9竹尾 泰・21坂野 大徹
- 出席部会員外委員
- 議長 第1農地部会長 太田 義政
- 事務局職員 野村事務局長・加賀次長・和田主査
- 総合支所 芸濃：柴田担当副主幹 美里：向出主査
安濃：江副主査 香良洲：中山担当主幹
- 議事録署名者 2川邊 千秋・13横山 光次
- 事 項
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第3号 時効取得による所有権の移転について
- 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
- 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
- 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
- 報告第8号 農地所有適格法人の定期報告について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）

議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について〈別冊〉

議 事 の 大 要

議 長 それでは第5回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は1番 小澤 哲男委員、8番 喜多 義幸委員、9番 竹尾 泰委員、21番 坂野 大徹委員の4名で、出席委員は10名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
2番 川邊 千秋委員、13番 横山 光次委員、よろしくお願ひします。
それでは初めに、会長専決の報告事項に入ります。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。
28ページの議案第1号 番号7をご覧ください。
この案件につきまして、取下げ願ひが提出されましたので、削除をお願いいたします。
また、この削除に伴い、28ページの下合計欄について、合計13筆を12筆に、計11,622.91㎡を11,263.91㎡に、そして畑1542.91㎡を1,183.91㎡に訂正をお願いします。

続きまして、31ページ 議案第4号 番号6をご覧ください。
譲渡人 _____の住所について、「名古屋市港区小碓1丁目_____」を、「名古屋市港区小碓1丁目_____」に訂正をお願いします。

続きまして、33ページ 議案第4号 番号14をご覧ください。
譲渡人 _____の住所について、「鈴鹿市白子_____」を、「鈴鹿市白子_____」に訂正をお願いします。

続きまして、34ページ 議案第4号 番号19をご覧ください。
譲渡人 _____の住所について、「香良洲町_____」を、「香良洲町_____」に訂正をお願いします。

それでは、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から12で、件数は12件、合計面積は27,022.33㎡で、その内訳は田が26,579.42㎡、畑が442.91㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

4 ページから 17 ページをお願いいたします。
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、でございます。
番号 1 から 25 で、件数は 25 件、合計面積は 112,934.87 m²
で、その内訳は田が 98,968.20 m²、畑が 13,420.65 m²、そ
の他に 546.02 m²でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性
がありますので、届出人に対して指導しております。

18 ページをお願いいたします。
報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号 1 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は平成元年 6 月 10
日でございます。
以上、件数は 1 件、合計面積は 122 m²で、すべて田でございます。
この案件につきましては、権利者は当該土地を 20 年以上にわたり自己の所
有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

19 ページをお願いいたします。
報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、ござ
います。
番号 1、番号 2 一般個人住宅用地
番号 3 農業用倉庫用地
以上、件数は 3 件、合計面積は 470 m²、その内訳は田が 115 m²、畑が 3
55 m²でございます。

20 ページから 23 ページをお願いいたします。
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
(所有権移転)、でございます。
番号 1 一般個人住宅用地
番号 2 長屋住宅及び駐車場
番号 3、番号 4、番号 5、番号 6、番号 7 太陽光発電施設用地
番号 8 宅地造成
番号 9 駐車場用地
番号 10、番号 11 共同住宅用地
番号 12 分譲住宅用地
番号 13、番号 14 一般個人住宅用地
番号 15 共同住宅用地
番号 16 駐車場用地
以上、件数は 16 件、合計面積は 19,324.87 m²で、その内訳は
田が 16,736 m²、畑が 2,588.87 m²でございます。

24ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1 施工ヤード（一時転用）

番号2 駐車場用地及び資材置場

以上、件数は2件、合計面積は2,730㎡で、その内訳は田が2,038㎡、畑が692㎡でございます。

25ページをお願いします。

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は畑で495.00㎡でございます。

26ページをお願いします。

報告第8号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物 米、耕作面積 田0.14ha。

以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、27ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 藤水、申請地 藤方黒木_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 433㎡ 外1筆、合計面積 442.91㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、管理困難のためです。

番号2、地区 大里、申請地 大里野田町毛抜_____、登記地目・現況地目とも田、面積 176㎡ 外3筆、合計面積 5,744㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号3、地区 大里、申請地 大里窪田町北一色_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 130㎡、受人 _____、面積 6,319㎡、渡人 _____ 外1名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、管理困難のためです。

番号4、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野_____、登記地目・現

況地目とも畑、面積 304㎡ 外1筆、合計面積 572㎡、受人 _____、
面積 24,908.91㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号5、地区 上野、申請地 河芸町上野仁王縄手_____
登記地目・現況地目とも畑、面積 23㎡ 外1筆、合計面積 39㎡、受人 _____、
面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、贈与のためです。

28ページをお願いします。

番号6、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本塚田_____
登記地目・現況地目とも田、面積 4,336㎡、受人 _____、面積 780,232.4
8㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

以上、件数は6件、面積は11,263.91㎡で、このうち田が10,080㎡、畑が1,183.91㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 藤水、お願いします

下井委員 3番、下井です。先般推進委員と現地確認をしまして、特に問題なしということ
です。よろしくお願いします。

議 長 番号2、番号3、地区 大里、そして、番号4、地区 高野尾、お願いします。
す。

若林委員 5番、若林です。地元推進委員と現地確認させてもらいましたが、何ら問題
ないので、2、3、4まで、よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。
次、番号5、地区 上野、お願いします。

事務局 喜多委員より、こちらの案件は現地確認した結果、特に問題ない旨の報告を
受けておりますので、ご報告をさせていただきます。

議 長 はい、ありがとうございます。
次、番号6、地区 棕本、お願いします。

田中委員 はい、10番、田中です。9番、竹尾さんが欠席でしたので、私が代わりに
確認に行ってまいりました。大型の農家でございます、ご覧のようにすごい

面積を耕作しております。問題ございませんのでよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。
番号1から番号6について、地元委員さんから異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 29ページをお願いします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。
番号1、地区 一身田、申請地 一身田中野川田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 648㎡、借人 _____、面積 667, 265㎡、貸人 _____。
借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、兼業による営農縮小のためです。

番号2、地区 上野、申請地 河芸町東千里中ノ川_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,028㎡ 外2筆、合計面積 3,067㎡、借人 _____、面積 667, 265㎡、貸人 _____。
借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、労力不足のためです。

以上、件数は2件で、合計面積は3,715㎡で、すべて田でございます。
いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田、お願いします。

田村委員 はい、4番、田村です。5月9日に現地確認を行いました。事務局の説明の通りで問題ありませんのでよろしく申し上げます。

議長 はい。次、番号2、地区 上野、お願いします。

事務局 議長、こちらの案件につきましては、喜多委員より現地確認の結果、問題のない旨の連絡を受けておりますので、報告させていただきます。

議長 はい、わかりました。
番号1と番号2について、地元委員さんから、異議なしとのことでございます。

す。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 30ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 片田、申請地 片田久保町向_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 51㎡ 外2筆、合計面積 113㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。

昭和46年頃から住宅の一部とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 草生、申請地 安濃町安部下津見_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 100㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

平成5年から農業用倉庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、面積は213㎡で、このうち田が113㎡で、畑100㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 片田、お願いします。

事務局 1番の片田の案件ですが、小澤委員より現地確認の結果、特に問題ない旨の連絡を受けておりますので報告をいたします。

議長 はい。番号2、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番、横山です。地元推進委員の方と現地確認させていただきました。何ら問題ないということですのでよろしくお願いします。

議長 番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 31ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里窪田町平尾前_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 19㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

令和2年から受人家族の住宅侵入経路の一部として使用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 一身田、申請地 一身田豊野きノ坪_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 224㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

令和6年2月頃に太陽光パネルを設置した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 神戸、申請地 野田浜垣内_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 718㎡ 外1筆、合計面積 957㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場及び機能訓練用運動場とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本巾_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 476㎡ 外1筆、合計面積 826㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、315.45㎡、パネル設置率は、38.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 辰水、申請地 美里町穴倉内戸_____、登記地目・現況地目とも田、面積 836㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.98㎡、パネル設置率は、44.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 辰水、申請地 美里町高座原宮之前_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 566㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、49.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 辰水、申請地 美里町家所小葉ノ前_____、登記地目・現況地目とも田、面積 657㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、42.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

32ページをお願いします。

番号8、地区 高宮、申請地 美里町五百野上之郷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 532㎡ 外1筆、合計面積 693㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、433.98㎡、パネル設置率は、44%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 631㎡ 外1筆、合計面積 878㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、31.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 657㎡ 外2筆、合計面積 1,278㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、495.98㎡、パネル設置率は、38.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 79㎡ 外4筆、合計面積 1,631㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、495.98㎡、パネル設置率は、30.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

33ページをお願いします。

番号12、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚 _____、登記地目・現況地目とも畑、面積 119㎡ 外1筆、合計面積 591㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、47.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚 _____、登記地目・現況地目とも畑、面積 595㎡ 外1筆、合計面積 641㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、43.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚 _____、登記地目・現況地目とも畑、面積 263㎡ 外1筆、合計面積 944㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、495.98㎡、パネル設置率は、52.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 香良洲、申請地 香良洲町大新田 _____、登記地目・現況地目とも畑、面積 867㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、32.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 香良洲、申請地 香良洲町大新田 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 379㎡ 外1筆、合計面積 1,324㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、495.9㎡、パネル設置率は、37.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

34ページをお願いします。

番号17、地区 香良洲、申請地 香良洲町大新田 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,305㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.98㎡、パネル設置率は、28.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 香良洲、申請地 香良洲町大新田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 496㎡ 外2筆、合計面積 883㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、433.98㎡、パネル設置率は、49.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 香良洲、申請地 香良洲町大新田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 803㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、433.98㎡、パネル設置率は、34.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は19件で、面積は15,923㎡で、このうち田が5,098㎡で畑が10,825㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番、若林です。先日、事務局、推進委員と現地確認させてもらいましたが、なんら問題ないので、許可よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番、田村です。5月9日に地元推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明の通りで、問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 はい。ありがとうございます。
番号3、地区 神戸、お願いします。

事務局 小澤委員より、現地確認の結果、転用しても問題ない旨の連絡を受けておりますので、報告をさせていただきます。

議 長 はい。番号4、地区 棕本、お願いします。

田中委員 10番、田中です。代わりまして報告させていただきます。太陽光発電ですが、この場所、人間の背ほどの草が生えておりまして、空き地になっておりまして、隣に迷惑かけることもなくできると思いますので、皆さんよろしくお願ひした

いと思います。

議 長 はい、了解。番号5から番号7、地区 辰水、それから番号8、地区 高宮、
清水委員 お願いします。

清水委員 11番、清水です。5番、6番、7番、これ辰水地区で、先日現地確認しま
したところ、別に問題はないということでお願いします。
そして、8番につきましても、問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。
番号9から番号14、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番、平松です。5月9日に現地確認させてもらって、大きいところにつ
いては、会長、部会長も立ち会っていただきました。排水の件でも、隣の野口
地区の自治会との話し合いを、現地確認後に済まされたということで、問題な
いと思います。

議 長 はい、わかりました。
番号15から番号19、地区 香良洲、お願いします。

下井委員 3番、下井です。先般、事務局の香良洲総合支所と現地確認いたしました。
問題ないと考えます。この5件のうちの何件かは、原生林のようで、おそらく
何十年も耕作してないんじゃないかなと思います。今回、これを開墾して、太
陽光発電にすることなんですけども、このように耕作放棄地が解消され
ることはいいかなと思っております。以上です。

議 長 議案4号について、ちょっと気づいた点ですけども、従来から問題になるの
は、排水方法ですね。
排水方法と、それから隣地との話し合い、この辺が非常に気にかかる場所
です。この辺を十分に注意していただくということでお願いしたいと思いま
す。
番号1から番号19について、地元委員さんから、異議のない旨の発言があ
りました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定い
たします。
次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用
貸借）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 35ページをお願いします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
でございます。
番号1、地区 藤水、申請地 垂水足田_____、登記地目 畑、現況地目
雑種地、面積 715㎡、借人 _____、貸人 _____。
これにつきましては、申請地を資材置場用地（一時転用）とするものです。

農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、申請地 安濃町安濃柱_____、登記地目 畑、現況地目 田、面積 141㎡ 外1筆、合計面積 153㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人用住宅とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は868㎡、すべて畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 藤水、お願いします。

下井委員 3番、下井です。この案件ですけども、一応、特に問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 はい、番号2、地区 安濃、お願いします。

平松委員 12番、平松です。登記地目が畑、現況地目、田になっておりますけども、現況も畑のような状態です。住宅用地としてお孫さんのために使われるということで、何ら問題ないということで、お願いします。

議 長 番号1から番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で133,961㎡、畑の賃貸借、使用貸借で10,110㎡、契約件数は43件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で5,937㎡、契約件数は5件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で128,274.42㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,307㎡、契約件数は39件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で4,397㎡、契約件数は2件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で2,848㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて275,417.42㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で13,417㎡、合計契約件数は90件、合計面積は288,834.42㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区38件、河芸地区2件、安濃地区32件、芸濃地区2件、美里地区1件で合計75件、合計面積は262,872.42㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で83.3%、面積で91.0%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は3ページにあります1-18-2の外7件になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号1-21-2についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。

1-21 該当P36

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

<入室>

議長 つづいて、整理番号2-4についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

<退室>

議長 この件についていかがでしょうか。
2-4 該当P82

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

<入室>

議長 つづいて、整理番号3-4についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

<退室>

議長 この件についていかがでしょうか。
3-4 該当P87

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

<入室>

議長 つづいて、整理番号3-35についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

<退室>

議長 この件についていかがでしょうか。
3-35 該当P118

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

議長 <入室>
つづいて、整理番号5-1についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

議長 <退室>
この件についていかがでしょうか。
5-1 該当P126

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

議長 <入室>
それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第5回第1農地部会を終了いたします。

午前11時5分

令和6年5月15日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____